

## (新) 化学物質の事故時・災害時等に関する対応強化検討事業

40百万円（0百万円）

環境保健部環境安全課

### 1. 事業の概要

東日本大震災等により被災した事業所からの化学物質の漏出等による環境汚染が懸念され、地元の地方公共団体では、大防法や水濁法などの環境法令や、その他の法令に基づく化学物質の事故時・災害時の対応を可能な範囲で行いつつも、様々な課題も明らかになった。このため、地方公共団体の経験と関連する課題を明らかにし、その対応方策を整理し、他の地方公共団体と共有することにより、今後の大規模災害に備えた化学物質の事故時・災害時等の対応を強化し、災害に対する「減災」対策を行うことにより、国民の安全・安心の一層の確保を図る必要がある。

本事業では、化学物質の危険性、地方公共団体が対応した事件事例、事故時の対処方法等についての情報共有を図るためのデータベースを開発するとともに、国際機関や米国・EU等の国際動向を踏まえつつ、過去の事例で明らかになった課題に対する我が国の更なる取組方策を検討し、これらを踏まえて地方公共団体向けのガイドラインを作成する。

具体的には、以下の取組を進める。

#### (1) 我が国における対応策の強化の検討

化学物質に係る事故時・災害時等について、地方公共団体が対応した事例、国際機関や米国・EU等における取組状況等について調査し、これを踏まえ、我が国において化学物質に係る事故時・災害時等の対応策を強化するための取組方策を検討する。

#### (2) 事故時・災害時等に関する対応策に係るデータベースの検討

化学物質の危険有害性、地方公共団体が対応した事件事例、事故時・災害時等の対応方法等に関するデータベースの開発に向けて、必要な情報の収集を行うとともに、データベースの検討を開始する。

### 2. 事業計画

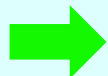
区分	25年度	26年度	27年度
(1) 我が国における対応策の強化の検討			
(2) 事故時・災害時等に関する対応策に係るデータベースの検討・開発			
(3) ガイドラインの作成			

### 3. 施策の効果

本事業により、化学物質の事故時・災害時等に関する国及び地方公共団体の対応を強化し、大規模災害に対する「減災」対策を行うことで、災害に強い国土・地域の構築を図り、もって国民の安全・安心の一層の確保に資する。

# (新)化学物質の事故時・災害時等に関する対応強化検討事業

**課題** 東日本大震災により被災した事業所からの化学物質の漏出等による環境汚染が懸念



化学物質の事故時・災害時等に関する対応を強化する必要がある

## <事業の内容>

### ①国内外における取組状況等に関する動向調査

- ・地方公共団体が対応した事故事例、事故時の対処方法等についての調査
- ・国際機関や米国・EU等における取組状況の調査

### ②対応策の強化の検討

- ・国内外における取組状況等を踏まえ、我が国において化学物質に係る事故時・災害時等の対応策を強化するための取組方策を検討



国民の安全・安心の一層の確保を図る

### ③データベースの検討・開発

- ・事故事例や事故時の対応策等について情報収集・情報の活用方法の検討
- ・化学物質の危険性、地方公共団体が対応した事故時、災害時の対応方法等に関するデータベースの開発

### ④ガイドラインの作成

- ・地方公共団体、事業者等を対象として、化学物質に係る事故時・災害時等の対応に関するガイドラインの作成